

# 第17回大田区景観審議会の振り返り

▶日時：令和6年2月14日（水）午後2時～

▶場所：大田区役所本庁舎11階 第五・六委員会室

## 報告内容及び主な意見

- (1) 第16回大田区景観審議会の振り返り
- (2) (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について

### ■大田区景観計画の変更（案）について

#### 【意見1】

公共施設に関する方針にだけ、緑について触れられていない。

#### 【意見2】

景観保全誘導区域について、地権者等に対し、具体策をどのように伝えるのか。先行して運用している洗足池景観保全誘導区域についても確認してほしい。

#### 【意見3】

「緑化の連続性に努める」を削除したことについて、屋上緑化等を物理的につなげることは無理でも、視覚的につなげることは可能ではないか。

## 主な意見に対する区の対応方針

#### 【対応方針1】

記述を以下のとおり、修正する。  
大森八景坂地区の顔となるよう、将来のまちづくりを見据えた空間デザインや豊かな緑の創出を図ります。

#### 【対応方針2】

景観保全誘導区域の説明に加え、洗足池景観保全誘導区域の運用についてのコラムを追加し、景観誘導の方策等を示す。

#### 【対応方針3】

記述及びイラストを以下のとおり、修正する。  
記述：緑の量や質の向上に努め、街並みに緑が連続するよう工夫する。  
イラスト：植栽や窓辺の花緑等を表現し、緑の連続性を表現する。

# 第17回大田区景観審議会の振り返り

▶日時：令和6年2月14日（水）午後2時～

▶場所：大田区役所本庁舎11階 第五・六委員会室

## 報告内容及び主な意見

- (1) 第16回大田区景観審議会の振り返り
- (2) (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について

### ■大田区景観計画の変更（案）について

#### 【意見4】

緑化の連続性は重要。絵で誤解を招かないよう、書き方は検討するべきである。

#### 【意見5】

景観形成基準の適用イメージ（イラスト）については、修正が必要ではないか。（計画地の立地を踏まえた建物の高さ等）

#### 【意見6】

交通広場の大きさが異なるのではないか。

## 主な意見に対する区の対応方針

#### 【対応方針4】

イラスト内に植栽や窓辺の花縁等を表現し、緑の連続性を表現する。

#### 【対応方針5】

景観形成基準の適用イメージ（イラスト）については、見直しを行い、必要に応じて修正を行う。

#### 【対応方針6】

交通広場の範囲に誤りがあったため、図の修正を行う。

# 第17回大田区景観審議会の振り返り

▶日時：令和6年2月14日（水）午後2時～ ▶場所：大田区役所本庁舎11階 第五・六委員会室

## 報告内容及び主な意見

(1) 第16回大田区景観審議会の振り返り

(2) (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について

### ■スケジュール (案)

	令和5年度				令和6年度									
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
景観審議会			◎ 【第17回】 重点地区 指定案 《報告》						◎ 【第18回】 重点地区 指定案 《説明会後 報告》			◎ 【第19回】 重点地区 指定案 《諮問》		
専門部会		● 【第26回】 重点地区 指定案 《報告》				● 【第27回】 重点地区 指定案 《説明会前 報告》		● 【第28回】 重点地区 指定案 《説明会後 報告》	● 【第29回】 重点地区 指定案 《最終確認》					
都市計画審議会					◆ 重点地区 指定案 《事前報告》						◆ 重点地区 指定案 《意見聴取》			
その他							■ 重点地区 指定案 《説明会×2 回、パブコメ 》					■ 重点地区 指定 《決定 ・告示》	➡ 周知期間	■ 重点地区 指定 《施行》

※ 8/1時点の内容に更新済み

質問・意見なし

# 第17回大田区景観審議会の振り返り

▶日時：令和6年2月14日（水）午後2時～

▶場所：大田区役所本庁舎11階 第五・六委員会室

## 報告内容及び主な意見

(1) 第16回大田区景観審議会の振り返り

(3) 景観まちづくり賞について

■第4回景観まちづくり賞について

### 【意見1】

令和4年3月までに緑化完了届が提出されたものがみどりづくり部門に該当するということであるが、審査対象やプロセスについて教えて欲しい。

## 主な意見に対する区の対応方針

### 【対応方針1】

景観審議会からの意見を踏まえ、予備選定プロセスを再整理し、定量的な評価基準を新たに設定しました。

結果として、みどりづくり部門の審査対象件数が10件から”20件”に変更となりました。

新たな予備選定のプロセスは以下のとおりです。

#### 〔予備選定プロセス〕

1. 令和4年3月までに緑化完了届が提出されたもの
2. 国、地方公共団体等の官公署が事業者となっているものを除外
3. 地上部+建築物上の緑化率が基準（100%）を満たしていないものを除外
4. 接道部の緑化率が基準（100%）を満たしていないものを除外
5. 敷地面積1000㎡未満のものを除外
6. 書類誤り、仮設やコインパーキングなど現存しないことが明らかなもの
7. 新植なし
8. 面積および長さの緩和、事業区域面積と緑化対象面積の乖離
9. 基準10㎡当たりの高木本数を割合算出し、面積の割合、長さの割合、本数の割合を合算、トップ20を抽出

# 第17回大田区景観審議会の振り返り

▶日時：令和6年2月14日（水）午後2時～

▶場所：大田区役所本庁舎11階 第五・六委員会室

## 報告内容及び主な意見

(1) 第16回大田区景観審議会の振り返り

(3) 景観まちづくり賞について

■第4回景観まちづくり賞について

### 【意見2】

景観づくり活動部門の応募数が過去最多となっているが、ヒアリングなど今後のスケジュールはどのように考えているか。

## 主な意見に対する区の対応方針

### 【対応方針2】

2次選考の書面ヒアリングについては、各部門（①街並み景観部門、②景観づくり活動部門、③みどりづくり部門）において、必要に応じて実施予定である。今後のスケジュールについては、3月中旬以降に各委員宛に書面審査用資料を送付予定である。また、5、7、8月に専門部会、6月に現地視察を行いながら、審査を進め、11月開催予定の景観審議会へ意見聴取、そして、12月以降に表彰・周知というスケジュールを予定している。

# 第17回大田区景観審議会の振り返り

▶日時：令和6年2月14日（水）午後2時～ ▶場所：大田区役所本庁舎11階 第五・六委員会室

## 報告内容及び主な意見

(1) 第16回大田区景観審議会の振り返り

(3) 景観まちづくり賞について

### ■スケジュール（案）

	令和5(2023)年度					令和6(2024)年度									
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
景観審議会				◎ 【第17回】 応募状況 《報告》						◎ 【第18回】 一次審査結果 《報告》			◎ 【第19回】 授賞決定 《諮問》		
景観 専門部会 まちづくり賞			● 【第18回】 応募状況 スケジュール				● 【第19回】 一次審査	● 【第20、21回】 二次審査(現地) 【半日×2日間】(書面ヒアリング等)	● 【第22回】 二次審査	● 【第23回】 授賞案決定					
					一次審査(書面)【各自】					二次審査					
					記念品の選定					記念品のデザイン作成				記念品の発注・作成	
事務局					・応募内容の整理 ・審査準備				◆ 一次審査結果 《共有》					表彰・周知	
	← 募集期間(11/27~1/26) →			→					→					→	

※8/1時点の内容に更新済み

質問・意見なし